

田中自治会会員 各位

令和3年 6月 吉日
自治会法人 田中自治会
会長 安部 美和

「子の出生祝い金」について

会員の皆様におきましては、益々のご健勝のこととお慶び申し上げます。
新型コロナウイルス感染防止対策のため、日常生活にも多大の影響が出ている最中ではありますが、変わらず自治会活動へのご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度定期総会で提案させて頂きました、会員に子が出生した場合の祝い金の件(第7号議案「会則 会計事務細則第5条」)の改正案は会員の皆様による書面表決の結果、承認されました。

つきましては、以下の通り運用させて頂きたく、お知らせ致します。

改正前の条文

会員の逝去に対して、5,000円の弔慰金を贈る。又、相談役の逝去に対しては花輪を持って敬意を表する。

改正後の条文 (下線が改正した部分です)

会員の逝去に対して、5,000円の弔慰金を贈る。又、相談役の逝去に対しては供花を持って敬意を表する。
会員に子が出生した場合には、子一人に対して5,000円の祝い金を贈る。

具体的な運用については、以下のようさせて頂きたく思います。

1. 改正は、令和3年4月1日をもって有効とします。
2. 「会員」とは、「田中自治会会則 第5条《会員》」に定めのある通り、「同第3条《区域》」に居住する者で、田中自治会に入会している者としてします。
3. 対象となった会員は、所属する区の区長又は運営委員を通じて自治会役員まで申し出をしてください。
4. 自治会役員は、申出人が会員であることを確認した後、区長または運営委員を介して、申出人に祝い金を贈らせて頂きます。
5. 祝金の授受につきましての「受取書」を準備いたしますが、詳細は役員までお問い合わせください。

尚、弔慰金につきましては、今後とも従来通りの方法で運用させて頂きます。

以上